

平成二十二年政令第三百三十三号

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令

内閣は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）第二条（同法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第三条（同項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十七条第二項、第十八条並びに附則第二条第一項及び第七條並びに同法第十八条第二項において準用する厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百条の十一、第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成十九年法律第百十一号。第三条において「時効特例法」という。）第一条の規定により支払うものとされる保険給付に相当する保険給付として政令で定めるものは、厚生年金保険法による保険給付（これに相当する給付を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）を受ける権利を取得した者について、同法第二十八條の規定により記録した事項の訂正に係る保険給付を受ける権利に基づき支払うものとされ、一時金として支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利の消滅時効が完成した保険給付であつて、当該消滅時効を援用せずに支払うこととされたものとする。

（保険給付遅延特別加算金の算定方法）
第二条 法第二条に規定する保険給付遅延特別加算金（以下「保険給付遅延特別加算金」という。）は、法第二条に規定する当該記録した事項の訂正に係る保険給付を受ける権利に基づき支払うものとされる保険給付（次項において「時効特例保険給付」という。）の全額に、当該保険給付を受ける権利を取得した日に厚生年金保険法第二十八條の規定により記録した事項の訂正がなされた後の当該記録した事項に従つた

裁定が行われたならば最初に支払われることとされた日の属する年度（以下この条において「当初年度」という。）から当該記録した事項の訂正がなされた上で当該保険給付を受ける権利に係る裁定が行われた場合におけるその裁定による当該記録した事項の訂正に係る保険給付を受ける権利に基づき支払うものとされ、一時金として支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利に基づき支払うものとされ、一時金として支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利の消滅時効が完成した保険給付であつて、当該消滅時効を援用せずに支払うこととされたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における保険給付遅延特別加算金は、それぞれ当該各号に定める額とし、その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
一 最終年度が昭和二十一年度以前の年度である場合 当初年度から最終年度までの別表の上欄に掲げる各年度に支払われるべきであつた時効特例保険給付の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額を合算した額
二 当初年度が昭和二十一年度以前の年度であつて、かつ、最終年度が昭和二十二年以後の年度である場合 当初年度から昭和二十一年度までの別表の上欄に掲げる各年度に支払われるべきであつた時効特例保険給付（以下この号において「昭和二十一年度以前時効特例保険給付」という。）の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額を合算した額と、時効特例保険給付の全額から昭和二十一年度以前時効特例保険給付の全額を控除した額に、昭和二十二年以後最終年度までの同表の上欄に掲げる各年度に應ずる同表の下欄に定める率を合算して得た率を昭和二十二年以後最終年度までの年度の数の除して得た率を乗じて得た額とを合算した額
（法第三条に規定する政令で定める給付）

第三条 法第三条に規定する時効特例法第二条の規定により支払うものとされる給付に相当する給付として政令で定めるものは、国民年金法

（昭和三十四年法律第百四十一号）による給付（これに相当する給付を含む。以下この条及び次条において同じ。）を受ける権利を取得した者について、同法第十四條の規定により記録した事項の訂正がなされた上で法の施行の日以後に当該給付を受ける権利に係る裁定（裁定の訂正を含む。以下この条及び次条において同じ。）が行われた場合におけるその裁定による当該記録した事項の訂正に係る給付を受ける権利に基づき支払うものとされ、一時金として支払うものとされる給付の支給を受ける権利の消滅時効が完成した給付であつて、当該消滅時効を援用せずに支払うこととされたものとする。

（附則第二条第二項において「給付遅延特別加算金」という。）は、法第三条に規定する当該記録した事項の訂正に係る給付を受ける権利に基づき支払うものとされる給付の全額に、当該給付を受ける権利を取得した日に国民年金法第十四條の規定により記録した事項の訂正がなされた後の当該記録した事項に従つた裁定が行われたならば最初に支払われることとされた日の属する年度（以下この条において「当初年度」という。）から当該記録した事項の訂正がなされた上で当該給付を受ける権利に係る裁定が行われた場合におけるその裁定による当該記録した事項の訂正に係る給付を受ける権利に基づき支払うものとされ、一時金として支払うものとされる給付の支給を受ける権利の消滅時効が完成した給付であつて、当該消滅時効を援用せずに支払うこととされたものとする。

第四条 法第三条に規定する給付遅延特別加算金（附則第二条第二項において「給付遅延特別加算金」という。）は、法第三条に規定する当該記録した事項の訂正に係る給付を受ける権利に基づき支払うものとされる給付の全額に、当該給付を受ける権利を取得した日に国民年金法第十四條の規定により記録した事項の訂正がなされた後の当該記録した事項に従つた裁定が行われたならば最初に支払われることとされた日の属する年度（以下この条において「当初年度」という。）から当該記録した事項の訂正がなされた上で当該給付を受ける権利に係る裁定が行われた場合におけるその裁定による当該記録した事項の訂正に係る給付を受ける権利に基づき支払うものとされ、一時金として支払うものとされる給付の支給を受ける権利の消滅時効が完成した給付であつて、当該消滅時効を援用せずに支払うこととされたものとする。

（保険給付遅延特別加算金の支給に要する費用）
第四条の二 法第七條第一項後段に定めるもののほか、同項前段の場合においては、保険給付遅延特別加算金を厚生年金保険法による保険給付とみなして、同法第八十四條の三に規定する交付金に関する規定及び同法第八十四條の五第一項に規定する拠出金に関する規定（他の法令のこれらに相当する規定を含む。）を適用する。

（機構への事務の委託について準用する厚生年金保険法の規定の読替え）
第五条 法第十七條第二項の規定により厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定を準用する場合には、同条第二項中「機構」とあるのは「日本年金機構（次項において「機構」という。）」と、「前項各号」とあるのは「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（同項において「加算金法」という。）第十七條第一項各号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「加算金法第十七條第一項及び同条第二項において準用する前項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と読み替へるものとする。

2 前項の場合における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百二十條第二項第六号の規定の適用については、同号中「第八十四條の五第一項」とあるのは、「第八十四條の五第一項（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十三号）第四条の二第一項において適用する場合を含む。）」とする。

（機構が収納を行う場合）
第六条 法第十八條第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第六條第二項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十六條第二項又は国民年金法第九十六條第二項の規定による督促を受けた納付義務者が徴収金（法第六條第一項の規定による徴収金をいう。以下同じ。）及び延滞金の納付を日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第二十九條に規定する年金事務所（次条第二項において「年金事務所」という。）において行うことを希望する旨の申出があつた場合
二 法第十八條第二項において準用する厚生年金保険法第百条の十一第二項の規定により任命された法第十八條第一項の収納を行う日本年金機構（以下「機構」という。）の職員（第四号及び第十一條において「収納職員」という。）であつて併せて法第十四條第一項の徴収職員として同条第二項において準用する厚生年金保険法第百条の六第二項の規定により任命された者（以下この号及び次号において「職員」という。）が、徴収金及び延滞

（昭和二十二年法律第百十五号）第百条の十一、第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

金を徴収するため、前号に規定する納付義務者を訪問した際に、当該納付義務者が当該職員による徴収金及び延滞金の収納を希望した場合

三 職員が、徴収金及び延滞金を徴収するため
法第十三条第一項第一号に掲げる国税滞納処分の場合により処分により金銭を取得した場合
四 前三号に掲げる場合のほか、法第十八条第一項に規定する徴収金及び延滞金その他の厚生労働省令で定めるもの（以下「徴収金等」という。）の収納職員による収納が納付義務者の利便に資する場合その他の徴収金等の収納職員による収納が適切かつ効果的な場合として厚生労働省令で定める場合
（公示）

第七條 厚生労働大臣は、法第十八条第一項の規定により機構に徴収金等の収納を行わせるに当たり、その旨を公示しなければならない。
2 機構は、前項の公示があつたときは、遅滞なく、年金事務所名称及び所在地その他の徴収金等の収納に關し必要な事項として厚生労働省令で定めるものを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
（機構が行う収納について準用する厚生年金保険法の規定の読替え）

第八條 法第十八条第二項の規定により厚生年金保険法第九十一条第一項から第六項までの規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第一百条の十前項	厚生年金保険の保険給付及び
第二項	国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に關する法律（以下「加算金法」という。）第十八条第一項
第一百条の十第一項	行方不明日本年金機構（以下「機構」という。）
第三項	行方不明日本年金機構（以下「機構」という。）
第一百条の十第二項	保険同項に規定する徴収金及び延滞金その他の厚生労働省令で定めるもの（第六項において「徴収金等」という。）
第五項	加算金法第十八条第二項において準用する前二項

第一百条の十前項各加算金法第十八条第一項及び第二項から前項まで

第一項	同条第一項
第二項	同条第一項
第三項	同条第一項
第四項	同条第一項
第五項	同条第一項
第六項	同条第一項
第七項	同条第一項
第八項	同条第一項
第九項	同条第一項
第十項	同条第一項
第十一項	同条第一項
第十二項	同条第一項
第十三項	同条第一項
第十四項	同条第一項
第十五項	同条第一項
第十六項	同条第一項
第十七項	同条第一項
第十八項	同条第一項
第十九項	同条第一項
第二十項	同条第一項
第二十一項	同条第一項
第二十二項	同条第一項
第二十三項	同条第一項
第二十四項	同条第一項
第二十五項	同条第一項
第二十六項	同条第一項
第二十七項	同条第一項
第二十八項	同条第一項
第二十九項	同条第一項
第三十項	同条第一項
第三十一項	同条第一項
第三十二項	同条第一項
第三十三項	同条第一項
第三十四項	同条第一項
第三十五項	同条第一項
第三十六項	同条第一項
第三十七項	同条第一項
第三十八項	同条第一項
第三十九項	同条第一項
第四十項	同条第一項
第四十一項	同条第一項
第四十二項	同条第一項
第四十三項	同条第一項
第四十四項	同条第一項
第四十五項	同条第一項
第四十六項	同条第一項
第四十七項	同条第一項
第四十八項	同条第一項
第四十九項	同条第一項
第五十項	同条第一項
第五十一項	同条第一項
第五十二項	同条第一項
第五十三項	同条第一項
第五十四項	同条第一項
第五十五項	同条第一項
第五十六項	同条第一項
第五十七項	同条第一項
第五十八項	同条第一項
第五十九項	同条第一項
第六十項	同条第一項
第六十一項	同条第一項
第六十二項	同条第一項
第六十三項	同条第一項
第六十四項	同条第一項
第六十五項	同条第一項
第六十六項	同条第一項
第六十七項	同条第一項
第六十八項	同条第一項
第六十九項	同条第一項
第七十項	同条第一項
第七十一項	同条第一項
第七十二項	同条第一項
第七十三項	同条第一項
第七十四項	同条第一項
第七十五項	同条第一項
第七十六項	同条第一項
第七十七項	同条第一項
第七十八項	同条第一項
第七十九項	同条第一項
第八十項	同条第一項
第八十一項	同条第一項
第八十二項	同条第一項
第八十三項	同条第一項
第八十四項	同条第一項
第八十五項	同条第一項
第八十六項	同条第一項
第八十七項	同条第一項
第八十八項	同条第一項
第八十九項	同条第一項
第九十項	同条第一項
第九十一項	同条第一項
第九十二項	同条第一項
第九十三項	同条第一項
第九十四項	同条第一項
第九十五項	同条第一項
第九十六項	同条第一項
第九十七項	同条第一項
第九十八項	同条第一項
第九十九項	同条第一項
第一百項	同条第一項

第九條 機構において国の毎会計年度所属の徴収金等を収納するのは、翌年度の四月三十日限りとする。

第十條 機構は、徴収金等につき、法第十八条第一項の規定による収納を行ったときは、当該徴収金等の納付をした者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証書を交付しなければならない。この場合において、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、当該収納を行った旨を年金特別会計の歳入徴収官に報告しなければならない。
2 厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令を定めるときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。
（帳簿の備付け）

第十一條 機構は、収納職員による徴収金等の収納及び当該収納をした徴収金等の日本銀行への送付に關する帳簿を備え、当該徴収金等の収納及び送付に關する事項を記録しなければならない。（厚生労働省令への委任）

第十二條 第六條から前条までに定めるもののほか、法第十八条の規定により機構が行う収納について必要な事項は、厚生労働省令で定める。
2 厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令を定めるときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

附則抄
（施行期日）
第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十二年四月三十日）から施行する。
（保険給付遅延特別加算金等の支給に關する規定の技術的読替え等）
第二条 法附則第一条第一項の規定により法第二条から第十二条までの規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第三項	以後	前
第四項	以後	前
第五項	以後	前
第六項	以後	前
第七項	以後	前
第八項	以後	前
第九項	以後	前
第十項	以後	前
第十一項	以後	前
第十二項	以後	前
第十三項	以後	前
第十四項	以後	前
第十五項	以後	前
第十六項	以後	前
第十七項	以後	前
第十八項	以後	前
第十九項	以後	前
第二十項	以後	前
第二十一項	以後	前
第二十二項	以後	前
第二十三項	以後	前
第二十四項	以後	前
第二十五項	以後	前
第二十六項	以後	前
第二十七項	以後	前
第二十八項	以後	前
第二十九項	以後	前
第三十項	以後	前
第三十一項	以後	前
第三十二項	以後	前
第三十三項	以後	前
第三十四項	以後	前
第三十五項	以後	前
第三十六項	以後	前
第三十七項	以後	前
第三十八項	以後	前
第三十九項	以後	前
第四十項	以後	前
第四十一項	以後	前
第四十二項	以後	前
第四十三項	以後	前
第四十四項	以後	前
第四十五項	以後	前
第四十六項	以後	前
第四十七項	以後	前
第四十八項	以後	前
第四十九項	以後	前
第五十項	以後	前
第五十一項	以後	前
第五十二項	以後	前
第五十三項	以後	前
第五十四項	以後	前
第五十五項	以後	前
第五十六項	以後	前
第五十七項	以後	前
第五十八項	以後	前
第五十九項	以後	前
第六十項	以後	前
第六十一項	以後	前
第六十二項	以後	前
第六十三項	以後	前
第六十四項	以後	前
第六十五項	以後	前
第六十六項	以後	前
第六十七項	以後	前
第六十八項	以後	前
第六十九項	以後	前
第七十項	以後	前
第七十一項	以後	前
第七十二項	以後	前
第七十三項	以後	前
第七十四項	以後	前
第七十五項	以後	前
第七十六項	以後	前
第七十七項	以後	前
第七十八項	以後	前
第七十九項	以後	前
第八十項	以後	前
第八十一項	以後	前
第八十二項	以後	前
第八十三項	以後	前
第八十四項	以後	前
第八十五項	以後	前
第八十六項	以後	前
第八十七項	以後	前
第八十八項	以後	前
第八十九項	以後	前
第九十項	以後	前
第九十一項	以後	前
第九十二項	以後	前
第九十三項	以後	前
第九十四項	以後	前
第九十五項	以後	前
第九十六項	以後	前
第九十七項	以後	前
第九十八項	以後	前
第九十九項	以後	前
第一百項	以後	前

当該給付を受ける行われた当該給付を受ける権利に係る裁定がける権利に係る行われた場合におけるその別表

昭和三十八年度	三・九四九
昭和三十七年度	四・四八六
昭和三十六年度	四・五七六
昭和三十五年度	四・七六六
昭和三十四年度	四・八二四
昭和三十三年度	四・八二四
昭和三十二年度	五・〇〇五
昭和三十一年度	五・〇二三
昭和三十年度	五・〇二三
昭和二十九年度	五・四一四
昭和二十八年年度	五・八三一
昭和二十七年年度	六・一七二
昭和二十六年年度	七・三四九
昭和二十五年年度	七・三四九
昭和二十四年度	一〇・〇二〇
昭和二十三年度	一九・一三四
昭和二十二年度	四四・一〇一
昭和二十一年度	四七・九四〇
昭和二十年度	四七・三二四
昭和十九年度	五三七・二六二
昭和十八年度	五七四・九四〇
昭和十七年度	六〇〇・二八二
昭和十六年度	七一四・七五二
昭和十五年度	七二九・七五二

（移行農林共済年金及び移行農林年金に係る保険給付遅延特別加算金）

第三条 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法等の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一十号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。以下この条において同じ。）及び移行農林年金（同条第六項に規定する移行農林年金をいう。以下この条において同じ。）に係る保険給付遅延特別加算金については、それぞれ当該保険給付遅延特別加算金の計算の基礎となる移行農林共済年金及び移行農林年金とみなして、同法附則第六十條第二項の規定を適用する。

附則別表（附則第二条第二項関係）
平成十九年度及び平成二十年年度

昭和三十八年度

昭和三十八年度	三・九四九
昭和三十七年度	四・四八六
昭和三十六年度	四・五七六
昭和三十五年度	四・七六六
昭和三十四年度	四・八二四
昭和三十三年度	四・八二四
昭和三十二年度	五・〇〇五
昭和三十一年度	五・〇二三
昭和三十年度	五・〇二三
昭和二十九年度	五・四一四
昭和二十八年年度	五・八三一
昭和二十七年年度	六・一七二
昭和二十六年年度	七・三四九
昭和二十五年年度	七・三四九
昭和二十四年度	一〇・〇二〇
昭和二十三年度	一九・一三四
昭和二十二年度	四四・一〇一
昭和二十一年度	四七・九四〇
昭和二十年度	四七・三二四
昭和十九年度	五三七・二六二
昭和十八年度	五七四・九四〇
昭和十七年度	六〇〇・二八二
昭和十六年度	七一四・七五二
昭和十五年度	七二九・七五二

昭和十九年度	五六一・七七六	昭和六十三年度	〇・二二二	昭和三十八年度	四・二一六	平成二十五年	〇・〇三九
昭和二十年度	四九四・八三八	平成元年度	〇・二一四	昭和三十九年度	三・八四八	平成二十六年	〇・〇三五
昭和二十一年度	四三七・〇二〇	平成二年度	〇・一八七	昭和四十年度	三・六六六	平成二十七年	〇・〇〇八
昭和二十二年	四六・一五五	平成三年度	〇・一五一	昭和四十一年度	三・三七七	六 平成三十年	
昭和二十三年	二〇・〇五一	平成四年度	〇・一一四	昭和四十二年	三・一六四	昭和十五年	七七二・九九六
昭和二十四	一〇・五二二	平成五年度	〇・〇九七	昭和四十三年	三・〇〇四	昭和十六	六五〇・五一二
昭和二十五	七・七七二	平成六年度	〇・〇八三	昭和四十四	二・八〇三	昭和十七	六三五・八六四
昭和二十六	七・七二九	平成七年度	〇・〇七五	昭和四十五	二・六一五	昭和十八	六〇九・〇二三
昭和二十七	六・四九九	平成八年度	〇・〇七五	昭和四十六	二・三五六	昭和十九	五六九・一一五
昭和二十八	六・一四二	平成九年度	〇・〇七四	昭和四十七	二・一五七	昭和二十	五〇一・三〇四
昭和二十九	五・七〇六	平成十年度	〇・〇五五	昭和四十八	二・〇一〇	昭和二十一	四四二・七三一
昭和三十	五・二九七	平成十一年度	〇・〇四九	昭和四十九	一・六九五	昭和二十二	四四二・七七〇
昭和三十一年	五・二九七	平成十二年	〇・〇四九	昭和五十	一・一八七	昭和二十三	四〇六・七七〇
昭和三十二年	五・二七八	平成十三年	〇・〇四六	昭和五十一	一・九五八	昭和二十四	一〇・六七三
昭和三十三年	五・〇八九	平成十四年	〇・〇四六	昭和五十二	〇・七九〇	昭和二十五	七・八四三
昭和三十四	五・〇八九	平成十五年	〇・〇三一	昭和五十三	〇・六五六	昭和二十六	七・八四三
昭和三十五	五・〇二九	平成十六年	〇・〇三一	昭和五十四	〇・五八九	昭和二十七	六・五九七
昭和三十六	四・八一九	平成十七年	〇・〇三一	昭和五十五	〇・五三二	昭和二十八	六・二三五
昭和三十七	四・五二七	平成十八年	〇・〇三一	昭和五十六	〇・四二三	昭和二十九	五・七九四
昭和三十八	四・一七五	平成十九年	〇・〇三一	昭和五十七	〇・三五六	昭和三十	五・三七九
昭和三十九	三・八〇九	五 平成二十年	七六九・一四五	昭和五十八	〇・三一九	昭和三十一	五・三七九
昭和四十	三・六二九	昭和十五年	六四七・二七〇	昭和五十九	〇・二九五	昭和三十二	五・三六〇
昭和四十一年	三・三四二	昭和十六	六三二・六九五	昭和六十	〇・二六六	昭和三十三	五・一六九
昭和四十二	三・一三一	昭和十七	六〇五・九八八	昭和六十一	〇・二四一	昭和三十四	五・一〇八
昭和四十三	二・九七二	昭和十八	五六六・二七八	昭和六十二	〇・二三三	昭和三十五	四・八九五
昭和四十四	二・七七三	昭和十九	四九八・八〇五	昭和六十三	〇・二二四	昭和三十六	四・五九九
昭和四十五	二・五八六	昭和二十	四四〇・五二四	平成元	〇・一九六	昭和三十七	四・二四二
昭和四十六	二・三三〇	昭和二十一	四〇六・五三二	平成二	〇・一六〇	昭和三十八	三・八七二
昭和四十七	二・一三二	昭和二十二	二〇・二二〇	平成三	〇・一二三	昭和三十九	三・六八九
昭和四十八	一・九八六	昭和二十三	一〇・六一四	平成四	〇・一〇五	昭和四十	三・三九九
昭和四十九	一・六七三	昭和二十四	七・七九九	平成五	〇・〇九一	昭和四十一	三・一八五
昭和五十	一・一七〇	昭和二十五	七・七九九	平成六	〇・〇八四	昭和四十二	三・〇二四
昭和五十一	〇・九四三	昭和二十六	六・五五九	平成七	〇・〇八四	昭和四十三	二・八二二
昭和五十二	〇・七七六	昭和二十七	六・一九九	平成八	〇・〇八三	昭和四十四	二・六三三
昭和五十三	〇・六四三	昭和二十八	五・七六〇	平成九	〇・〇六三	昭和四十五	二・三三三
昭和五十四	〇・五七六	昭和二十九	五・三四七	平成十	〇・〇五七	昭和四十六	二・一七三
昭和五十五	〇・五二〇	昭和三十	五・三四七	平成十一年	〇・〇五七	昭和四十七	二・〇二五
昭和五十六	〇・四一一	昭和三十一	五・三二八	平成十二年	〇・〇五四	昭和四十八	一・七〇八
昭和五十七	〇・三四六	昭和三十二	五・一三八	平成十三年	〇・〇五四	昭和四十九	一・七〇八
昭和五十八	〇・三〇九	昭和三十三	五・一三八	平成十四	〇・〇三九	昭和五十	一・一九八
昭和五十九	〇・二八四	昭和三十四	五・〇七七	平成十五年	〇・〇三九	昭和五十一	〇・九六八
昭和六十	〇・二五六	昭和三十五	四・八六六	平成十六	〇・〇三九	昭和五十二	〇・七九九
昭和六十一	〇・二三一	昭和三十六	四・五七一	平成十七	〇・〇三九	昭和五十三	〇・六六四
昭和六十二	〇・二二四	昭和三十七	四・五七一	平成十八	〇・〇三九	昭和五十四	〇・五九七

昭和五十五年	〇・五四〇	昭和二十七年	六・六七三	平成八年度	〇・一〇〇	昭和四十二年	三・二四八
昭和五十六年度	〇・四三〇	昭和二十八年度	六・三〇八	平成九年度	〇・〇九九	昭和四十三年	三・〇八五
昭和五十七年度	〇・三六三	昭和二十九年度	五・八六二	平成十年度	〇・〇七九	昭和四十四年	二・八七九
昭和五十八年度	〇・三二六	昭和三十年	五・四四三	平成十一年度から平成十八年度	〇・〇七三	昭和四十五年	二・六八七
昭和五十九年度	〇・三〇一	昭和三十一年	五・四四三	平成十九年度	〇・〇七〇	昭和四十六年	二・四二四
昭和六十年	〇・二七二	昭和三十二年	五・四二三	平成二十年	〇・〇七〇	昭和四十七年	二・二二一
昭和六十一年	〇・二四七	昭和三十三年	五・二三〇	平成二十一年	〇・〇七〇	昭和四十八年	二・〇七〇
昭和六十二年	〇・二四〇	昭和三十四年	五・一六九	平成二十二年	〇・〇五五	昭和四十九年	一・七四九
昭和六十三年	〇・二三八	昭和三十五年	四・九五四	平成二十三年	〇・〇五五	昭和五十年	一・二三一
平成元年度	〇・二三〇	昭和三十六年	四・九五四	平成二十四年	〇・〇五五	昭和五十一年	〇・九九八
平成二年度	〇・二〇二	昭和三十七年	四・六五五	平成二十五年	〇・〇五五	昭和五十二年	〇・八二六
平成三年度	〇・一六六	昭和三十八年	四・二九五	平成二十六年	〇・〇五一	昭和五十三年	〇・六八九
平成四年度	〇・一二九	昭和三十九年	三・九二一	平成二十七年	〇・〇二三	昭和五十四年	〇・六二一
平成五年度	〇・一一一	昭和四十年	三・七三六	平成二十八年	〇・〇一五	昭和五十五年	〇・五六三
平成六年度	〇・〇九七	昭和四十一年	三・四四三	平成二十九年	〇・〇一五	昭和五十六年	〇・四五一
平成七年度	〇・〇八九	昭和四十二年	三・二二七	八 令和二年度から令和四年度まで	〇・〇一五	昭和五十七年	〇・三八四
平成八年度	〇・〇八九	昭和四十三年	三・〇六五	昭和十五年	七・八四・六四五	昭和五十八年	〇・四五一
平成九年度	〇・〇八八	昭和四十四年	二・八六〇	昭和十六年	六六〇・三一七	昭和五十九年	〇・三四六
平成十年度	〇・〇六九	昭和四十五年	二・六六九	昭和十七年	六四五・四四九	昭和六十年	〇・三二一
平成十一年度から平成十八年度	〇・〇六二	昭和四十六年	二・四〇七	昭和十八年	六一八・二〇四	昭和六十一年	〇・二九一
平成十九年度	〇・〇五九	昭和四十七年	二・二〇五	昭和十九年	五七七・六九五	昭和六十二年	〇・二六六
平成二十年度	〇・〇五九	昭和四十八年	一・七三五	昭和二十年	五〇八・八六三	昭和六十三年	〇・二五七
平成二十一年	〇・〇四五	昭和四十九年	一・二二〇	昭和二十一年	四四九・四〇九	平成元年度	〇・二四八
平成二十二年	〇・〇四五	昭和五十年	〇・九八八	昭和二十二年	四七・四八八	平成二年度	〇・二二〇
平成二十三年	〇・〇四五	昭和五十一年	〇・八一七	昭和二十三年	二〇・六四七	平成三年度	〇・一八四
平成二十四年	〇・〇四五	昭和五十二年	〇・六八一	昭和二十四年	一〇・八四八	平成四年度	〇・一四六
平成二十五年度	〇・〇四五	昭和五十三年	〇・六一三	昭和二十五年	七・九七六	平成五年度	〇・一一三
平成二十六年	〇・〇四〇	昭和五十四年	〇・五五五	昭和二十六年	七・九七六	平成六年度	〇・一〇五
平成二十七年	〇・〇一三	昭和五十五年	〇・四四四	昭和二十七年	六・七一一	平成七年度	〇・一〇五
七 令和元年度	〇・〇〇五	昭和五十六年	〇・三七七	昭和二十八年	六・三四四	平成八年度	〇・一〇五
昭和十五年	七・八〇・七三六	昭和五十七年	〇・三三九	昭和二十九年	五・八九六	平成九年度	〇・一〇四
昭和十六年	六・五七・〇二七	昭和五十八年	〇・二八五	昭和三十年	五・四七五	平成十年度	〇・〇八五
昭和十七年	六・四二・二三二	昭和五十九年	〇・二三四	昭和三十一年	五・四七五	平成十一年度から平成十八年度	〇・〇七八
昭和十八年	六・一五・一二三	昭和六十年	〇・二六〇	昭和三十二年	五・四五六	平成十九年度	〇・〇七五
昭和十九年	五・七四・八一六	昭和六十一年	〇・二五二	昭和三十三年	五・二六一	平成二十年度	〇・〇七五
昭和二十年	五・〇六・三二七	昭和六十二年	〇・二五一	昭和三十四年	五・二六一	平成二十一年	〇・〇六〇
昭和二十一年	四・四七・一六九	昭和六十三年	〇・二四二	昭和三十五年	五・一九九	平成二十二年	〇・〇六〇
昭和二十二年	四・四七・二四七	平成元年度	〇・二一四	昭和三十六年	四・九八四	平成二十三年	〇・〇六〇
昭和二十三年	二・〇・五三九	平成二年度	〇・一七八	昭和三十七年	四・六八三	平成二十四年	〇・〇六〇
昭和二十四年	一・〇・七八九	平成三年度	〇・一四〇	昭和三十八年	四・三二一	平成二十五年	〇・〇六〇
昭和二十五年	七・九三一	平成四年度	〇・一二二	昭和三十九年	三・九四五	平成二十六年	〇・〇五六
昭和二十六年	七・九三一	平成五年度	〇・一〇八	昭和四十年	三・七六〇	平成二十七年	〇・〇二八
昭和二十七年	〇・一〇〇	平成六年度	〇・一〇〇	昭和四十一年	三・四六五	平成二十八年	〇・〇二〇

昭和五十三年度	〇・七三一
昭和五十二年	〇・八七二
昭和五十一年度	一・〇四七
昭和五十年	一・二八七
昭和四十九年度	一・八一八
昭和四十八年度	二・一四七
昭和四十七年度	二・三〇一
昭和四十六年度	二・五〇九
昭和四十五年	二・七八〇
昭和四十四年度	二・九七六
昭和四十三年度	三・一八七
昭和四十二年	三・三五四
昭和四十一年度	三・五七七
昭和四十年	三・八七九
昭和三十九年度	四・〇六九
昭和三十八年度	四・四五四
昭和三十七年度	四・八二五
昭和三十六年度	五・一三四
昭和三十五年	五・三五四
昭和三十四年度	五・四一八
昭和三十三年度	五・六一七
昭和三十二年	五・六三七
昭和三十一年度	五・六三七
昭和三十年	六・〇六八
昭和二十九年	六・五二八
昭和二十八年	六・九〇四
昭和二十七年	八・二〇〇
昭和二十六年	八・二〇〇
昭和二十五年	一一・一四四
昭和二十四年度	一一・一八八
昭和二十三年度	四八・七〇一
昭和二十二年度	四六〇・六七〇
昭和二十一年度	五二一・六一〇
昭和二十年	五九二・一六二
昭和十九年度	六三三・六八四
昭和十八年度	六六一・六一〇
昭和十七年度	六七六・八五〇
昭和十六年度	八〇四・二八六
昭和十五年	
令和五年	〇・〇〇〇
令和元年度	〇・〇〇五
平成三十九年度	〇・〇一五
平成三十二年	〇・〇二〇

昭和五十四年度	〇・六六二
昭和五十五年	〇・六〇二
昭和五十六年度	〇・四八八
昭和五十七年度	〇・四一八
昭和五十八年度	〇・三八〇
昭和五十九年度	〇・三五四
昭和六十年	〇・三二三
昭和六十一年度	〇・二九七
昭和六十二年	〇・二九〇
昭和六十三年	〇・二七八
昭和六十四年度	〇・二七九
平成元年度	〇・二五一
平成二年度	〇・二一三
平成三年度	〇・二一三
平成四年度	〇・一七四
平成五年度	〇・一五六
平成六年度	〇・一四一
平成七年度	〇・一三三
平成八年度	〇・一三三
平成九年度	〇・一三二
平成十年	〇・一一二
平成十一年度から平成十八年度	〇・一〇五
平成十九年度	〇・一一二
平成二十年	〇・一〇二
平成二十一年度	〇・〇八七
平成二十二年	〇・〇八七
平成二十三年	〇・〇八七
平成二十四年度	〇・〇八七
平成二十五年度	〇・〇八七
平成二十六年	〇・〇八二
平成二十七年	〇・〇五四
平成二十八年	〇・〇四六
平成二十九年	〇・〇四〇
令和元年度	〇・〇三〇
令和二年度	〇・〇二五
令和三年	〇・〇二五
令和四年度	八三〇・〇五五
昭和十六年度	六九八・五四一
昭和十七年度	六八二・八一三
昭和十八年度	六五三・九九四
昭和十九年度	六一一・一四四
昭和二十年	五三八・三三四

昭和二十一年度	四七五・四四三
昭和二十二年	五〇・二九一
昭和二十三年	一一・八九八
昭和二十四年度	一一・五三三
昭和二十五年度	八・四九五
昭和二十六年度	七・一五七
昭和二十七年	六・七六九
昭和二十八年	六・二九四
昭和二十九年	五・八四九
昭和三十年	五・八四九
昭和三十一年度	五・八二九
昭和三十二年	五・六二三
昭和三十三年	五・六二三
昭和三十四年度	五・六二三
昭和三十五年度	五・五五八
昭和三十六年度	五・五五八
昭和三十七年度	五・三三〇
昭和三十八年度	五・〇一一
昭和三十九年度	四・六二九
昭和四十年	四・二三一
昭和四十一年度	四・〇三五
昭和四十二年	三・七二三
昭和四十三年	三・四九四
昭和四十四年度	三・三二一
昭和四十五年	三・一〇三
昭和四十六年度	二・九〇一
昭和四十七年度	二・六二二
昭和四十八年度	二・四〇七
昭和四十九年度	二・二四八
昭和五十年	一・九〇八
昭和五十一年度	一・三六〇
昭和五十二年	一・一一三
昭和五十三年	〇・九三一
昭和五十四年度	〇・七八七
昭和五十五年	〇・七一五
昭和五十六年度	〇・六五三
昭和五十七年度	〇・五三五
昭和五十八年度	〇・四六四
昭和五十九年度	〇・四二四
昭和六十年	〇・三九七
昭和六十一年度	〇・三六六
昭和六十二年	〇・三三九
昭和六十三年	〇・三三一
平成元年度	〇・三二〇

平成三十二年	〇・二九一
平成三年度	〇・二五二
平成四年度	〇・二一一
平成五年度	〇・一九三
平成六年度	〇・一七八
平成七年度	〇・一六九
平成八年度	〇・一六八
平成九年度	〇・一四八
平成十年	〇・一四一
平成十一年度から平成十八年度	〇・一四一
平成十九年度	〇・一三七
平成二十年	〇・一三七
平成二十一年度	〇・一二二
平成二十二年度	〇・一二二
平成二十三年	〇・一二二
平成二十四年度	〇・一二二
平成二十五年	〇・一一二
平成二十六年	〇・一一七
平成二十七年	〇・〇八八
平成二十八年	〇・〇七九
平成二十九年	〇・〇七九
平成三十年	〇・〇七四
令和元年度	〇・〇六三
令和二年度	〇・〇五八
令和三年度	〇・〇五八
令和四年度	〇・〇五八

**附則（平成二十二年一月二十七日政令第
二一九号）**

第一条 この政令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

第二条 この政令による改正後の厚生年金保険の
保険給付及び国民年金の給付の遅延に係
る加算金の支給に関する法律施行令第二条の規
定は、この政令の施行の日（次項において「施
行日」という。）以後に厚生年金保険の保険給
付及び国民年金の給付の遅延に係る加算
金の支給に関する法律（同項において「法」と
いう。）第二条の規定が行われた場合における
同条に規定する保険給付遅延特別加算金につ
いて適用する。

2 この政令による改正前の厚生年金保険の保険
給付及び国民年金の給付の遅延に係る加
算金の支給に関する法律施行令第二条（同令附
則第二条第二項において読み替えて準用する場

合を含む。)の規定は、施行日前に法第二条の裁定が行われた場合における同条に規定する保険給付遅延特別加算金及び法附則第二条第一項において読み替えて準用する法第二条に規定する保険給付遅延特別加算金については、なおその効力を有する。

附則(平成二十三年三月三十一日政令第八号)抄

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附則(平成二十四年三月二十八日政令第六号)抄

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則(平成二十五年三月二十五日政令第七号)

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則(平成二十六年三月三十一日政令第一二二号)抄

第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

第四条 この政令の施行の日(次項及び次条において「施行日」という。)前に厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(以下この条において「年金給付遅延加算金支給法」という。)

第二条(年金給付遅延加算金支給法附則第二条) 第一項において読み替えて準用する場合を含む。

第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する当該記録した事項の訂正に係る保険給付を受ける権利に基づき支払うものとされる保険給付が支払われた場合における年金給付遅延加算金支給法第二条の規定による保険給付遅延特別加算金の額については、なお従前の例による。

附則(平成二十七年三月三十一日政令第八号)抄

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則(平成二十八年三月三十一日政令第一二二号)抄

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則(平成二十九年三月三十一日政令第一〇〇号)抄

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

よる給付遅延特別加算金の額については、なお従前の例による。

附則(平成二十七年三月三十一日政令第八号)抄

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

第五条 施行日前に厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(以下この条において「年金給付遅延加算金支給法」という。)

第二条(年金給付遅延加算金支給法附則第二条) 第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する当該記録した事項の訂正に係る保険給付を受ける権利に基づき支払うものとされる保険給付が支払われた場合における年金給付遅延加算金支給法第二条の規定による保険給付遅延特別加算金の額については、なお従前の例による。

附則(平成二十七年九月三〇日政令第三四二号)抄

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附則(平成二十八年三月三十一日政令第一二二号)抄

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則(平成二十九年三月三十一日政令第一〇〇号)抄

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則(平成三十年三月三〇日政令第一一五号)抄

第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

よる給付遅延特別加算金の額については、なお従前の例による。

附則(平成二十七年三月三十一日政令第八号)抄

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

第五条 施行日前に厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(以下この条において「年金給付遅延加算金支給法」という。)

第二条(年金給付遅延加算金支給法附則第二条) 第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する当該記録した事項の訂正に係る保険給付を受ける権利に基づき支払うものとされる保険給付が支払われた場合における年金給付遅延加算金支給法第二条の規定による保険給付遅延特別加算金の額については、なお従前の例による。

附則(平成二十七年九月三〇日政令第三四二号)抄

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附則(平成二十八年三月三十一日政令第一二二号)抄

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則(平成二十九年三月三十一日政令第一〇〇号)抄

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則(平成三十年三月三〇日政令第一一五号)抄

第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

よる給付遅延特別加算金の額については、なお従前の例による。

附則(平成二十七年三月三十一日政令第八号)抄

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

第五条 施行日前に厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(以下この条において「年金給付遅延加算金支給法」という。)

第二条(年金給付遅延加算金支給法附則第二条) 第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する当該記録した事項の訂正に係る保険給付を受ける権利に基づき支払うものとされる保険給付が支払われた場合における年金給付遅延加算金支給法第二条の規定による保険給付遅延特別加算金の額については、なお従前の例による。

附則(平成二十七年九月三〇日政令第三四二号)抄

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附則(平成二十八年三月三十一日政令第一二二号)抄

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則(平成二十九年三月三十一日政令第一〇〇号)抄

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則(平成三十年三月三〇日政令第一一五号)抄

第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

よる給付遅延特別加算金の額については、なお従前の例による。

附則（令和二年三月三〇日政令第一〇一号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（年金給付遅延加算金支給法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 施行日前に厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（以下この条において「年金給付遅延加算金支給法」という。）第二条（年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する当該記録した事項の訂正に係る保険給付を受ける権利に基づき支払うものとされる保険給付が支払われた場合における年金給付遅延加算金支給法第二条の規定による保険給付遅延特別加算金の額については、なお従前の例による。

2

施行日前に年金給付遅延加算金支給法第三条（年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する当該記録した事項の訂正に係る給付を受ける権利に基づき支払うものとされる給付が支払われた場合における年金給付遅延加算金支給法第三条の規定による給付遅延特別加算金の額については、なお従前の例による。

附則（令和三年三月三十一日政令第一〇〇号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。

（年金給付遅延加算金支給法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 施行日前に厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（以下この条において「年金給付遅延加算金支給法」という。）第二条（年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する当該記録した事項の訂正に係る保険給付を受ける権利に基づき支払うものとされる保険給付が支払われた場合における年金給付遅延加算金支給法第二条の規定による給付遅延特別加算金の額については、なお従前の例による。

附則（令和四年三月二五日政令第一一五号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

よる保険給付遅延特別加算金の額については、なお従前の例による。

附則（令和五年三月三〇日政令第一一七号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（年金給付遅延加算金支給法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 施行日前に厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（以下この条において「年金給付遅延加算金支給法」という。）第二条（年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する当該記録した事項の訂正に係る給付を受ける権利に基づき支払うものとされる給付が支払われた場合における年金給付遅延加算金支給法第三条の規定による給付遅延特別加算金の額については、なお従前の例による。

2

施行日前に年金給付遅延加算金支給法第三条（年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する当該記録した事項の訂正に係る給付を受ける権利に基づき支払うものとされる給付が支払われた場合における年金給付遅延加算金支給法第二条の規定による給付遅延特別加算金の額については、なお従前の例による。

附則（令和六年三月二九日政令第一二七号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（年金給付遅延加算金支給法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条 施行日前に厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（以下この条において「年金給付遅延加算金支給法」という。）第二条（年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する当該記録した事項の訂正に係る給付を受ける権利に基づき支払うものとされる給付が支払われた場合における年金給付遅延加算金支給法第三条の規定による給付遅延特別加算金の額については、なお従前の例による。

別表（第二条、第四条関係）

（施行期日）
第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

昭和十五年年度	八三〇・〇五五	昭和三十六年度	五・三三〇
昭和十六年度	六九八・五四一	昭和三十七年度	五・〇一一
昭和十七年度	六八二・八一三	昭和三十八年度	四・六二九
昭和十八年度	六五三・九九四	昭和三十九年度	四・二三一
昭和十九年度	六一一・一四四	昭和四十年度	四・〇三五
昭和二十年度	五三八・三三四	昭和四十一年度	三・七二三
昭和二十一年度	四七五・四四三	昭和四十二年度	三・四九四
昭和二十二年度	五〇・二九一	昭和四十三年度	三・三二一
昭和二十三年度	一一・八九八	昭和四十四年度	二・九〇一
昭和二十四年度	一一・五三三	昭和四十五年度	二・六二二
昭和二十五年度	八・四九五	昭和四十六年度	二・四〇七
昭和二十六年度	八・四九五	昭和四十七年度	二・二四八
昭和二十七年	七・一五七	昭和四十八年度	二・〇九八
昭和二十八年	六・七六九	昭和四十九年度	一・九〇八
昭和二十九年	六・二九四	昭和五十年度	一・三六〇
昭和三十年	五・八四九	昭和五十一年度	一・一一三
昭和三十一年	五・八四九	昭和五十二年	〇・九三一
昭和三十二年	五・八二九	昭和五十三年	〇・七八七
昭和三十三年	五・六二三	昭和五十四年	〇・七一一
昭和三十四年	五・六二三	昭和五十五年	〇・六五三
昭和三十五年	五・五五八	昭和五十六年	〇・五三五
		昭和五十七年	〇・四六四
		昭和五十八年	〇・四二四
		昭和五十九年	〇・三九七
		昭和六十年	〇・三六六
		昭和六十一年	〇・三三九
		昭和六十二年	〇・三三一
		昭和六十三年	〇・三三〇
		平成元年度	〇・三二〇
		平成二年度	〇・二九一
		平成三年度	〇・二五二
		平成四年度	〇・二二二
		平成五年度	〇・一九三
		平成六年度	〇・一七八
		平成七年度	〇・一六九
		平成八年度	〇・一六八
		平成九年度	〇・一四八
		平成十年度	〇・一四一
		平成十一年度	〇・一四一
		平成十二年度	〇・一四一
		平成十三年度	〇・一四一
		平成十四年度	〇・一四一
		平成十五年度	〇・一四一
		平成十六年度	〇・一四一

令和四年度	○・○五八
令和三年度	○・○五八
令和二年度	○・○五八
令和元年度	○・○六三
平成三十四年度	○・○七四
平成三十三年度	○・○七九
平成三十二年度	○・○七九
平成三十一年度	○・○七八
平成三十年度	○・○一七
平成二十九年度	○・○一二二
平成二十八年度	○・○一二二
平成二十七年度	○・○一二二
平成二十六年度	○・○一二二
平成二十五年度	○・○一二二
平成二十四年度	○・○一二二
平成二十三年度	○・○一二二
平成二十二年度	○・○一二二
平成二十一年度	○・○一二二
平成二十年度	○・○一三七
平成十九年度	○・○一三七
平成十八年度	○・○一四一
平成十七年度	○・○一四一
